

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和3年5月6日（令和3年（行個）諮問第65号）

答申日：令和5年10月19日（令和5年度（行個）答申第5100号）

事件名：本人に係る審査請求事件の乙号証の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「開示請求者にかかる審査請求事件（東労基審収第特定番号）について、令和2年特定月日付でなされた決定書の甲号証，乙号証，丙号証について全て。」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき，その一部を不開示とした決定について，諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については，別表の3欄に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は，行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し，令和2年12月28日付け東労発総個開第2-972号により東京労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は，審査請求書及び意見書によると，おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

調査復命書の調査結果や聴取書の録取結果が黒塗りになっており，再審査請求をする際の反論が適切に行えません。パワハラを認めたのか，認めてないのか，どの程度把握しているか等について全くわからず，開示をお願いします。

##### （2）意見書

黒塗り部分の開示を求める。

特に，各種の聴取録については，一律に中身を真っ黒に塗り固めるのではなく，文書内容を吟味され，「この部分は開示OK，この部分は不開示・・・」のように，細やかなご対応をされる事を求めます。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は，理由説明書及び補充理由説明書によると，おおむね以下のとおりである（補充理由説明書による追加部分は，下記3（2）イ及

びエ並びに別表における下線部分である。 ) 。

## 1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和2年10月31日付け（11月9日受付）で処分庁に対し、法の規定に基づき本件対象保有個人情報の開示請求を行った。
- (2) これに対して処分庁が部分開示の原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、令和3年2月3日付け（同月4日受付）で本件審査請求を提起したものである。

## 2 諮問庁としての考え方

本件対象保有個人情報について、審査請求人が開示を求める部分については、原処分において不開示とされた部分の一部を、法14条各号のいずれにも該当しないことから新たに開示することとし、その余の部分については、原処分を維持して不開示とすることが妥当であるとする。

## 3 理由

### (1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、「開示請求者にかかる審査請求事件（東労基審収第特定番号）について、令和2年特定月日付でなされた決定書の甲号証、乙号証、丙号証について全て。」である。

### (2) 不開示情報該当性について

#### ア 法14条2号該当性

(ア) 文書7の①、12の①、13、16、19の①、20の①、21の①、22の①、23の①、24の①、33の①、36、42の①、45の②、47、48、49、50、52、53の①、54の①、55、56、57の①、58、60、61、62、63、64、65、67、68、69及び70の不開示部分は、審査請求人以外の氏名、自署及び印影等、審査請求人以外の個人に関する情報であつて、審査請求人以外の特定の個人を識別することができることから、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 文書12の③、19の②、20の②、21の②、22の②、23の②及び24の②の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官等が、本件労災請求に係る処分を行うに当たり、審査請求人以外の特定期間から聴取をした内容である。これらの情報が開示された場合には、被聴取者等が、不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることから、当該情報は、法14条2号本文の不開示情報に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

#### イ 法14条3号イ該当性

文書7の②、9、12の②、15の①、33の②、42の②、44、45の①及び57の②の不開示部分は、特定法人の印影である。印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、かつ、これにふさわしい形状のものである。これらの情報が開示された場合には、偽造により悪用されるおそれがある等、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、当該情報は、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

また、文書12の②、51及び54の②の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場が一般に公にしている内部情報である。これらの情報が開示された場合には、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、当該情報は、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

#### ウ 法14条3号ロ該当性

文書15の②、51、53の②及び54の②の不開示部分は、特定事業場内における調査報告に関する情報等であり、当該事業場が一般に公にしている内部情報である。これらの情報については、行政機関の要請を受けて、提出の有無及びその内容を開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであることから、法14条3号ロに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

#### エ 法14条7号柱書き該当性

文書12の③、19の②、20の②、21の②、22の②、23の②、24の②及び53の②の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官等が、本件労災請求に係る処分を行うに当たり、審査請求人以外の特定個人から聴取をした内容である。これらの聴取内容が開示された場合には、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記ア（イ）で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示するとした場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、これらの情報は、開示することにより、労働局及び労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

ることから、法14条7号柱書きの不開示情報に該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

#### 4 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分において不開示とされた部分の一部を、法14条各号のいずれにも該当しないことから新たに開示することとし、その余の部分については、不開示を維持することが妥当であると考えます。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和3年5月6日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月27日 審議
- ④ 同年6月2日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 令和5年5月18日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同年9月7日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑦ 同年10月12日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして、不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は不開示とされた部分の開示を求めているものと解される。

これに対し、諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分の一部を新たに開示することとするが、その余の部分については、原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について検討する。

##### 2 不開示情報該当性について

###### (1) 開示すべき部分（別表の3欄に掲げる部分）について

###### ア 通番1及び通番7

通番1は、休業補償給付請求書、通番7は、審査請求人の主治医の意見書に記載された医師の署名及び印影である。

このうち、通番1の休業補償給付請求書は、休業補償給付の支給を受けようとする者が、医療機関及び事業主から証明を受けて、監督署に提出するものとされている（労働者災害補償保険法施行規則13条）。このため、休業補償給付請求書に記載された医師の署名及び印影は、当該請求書の記載の一部であり、審査請求人が知り得る情報で

あると認められる。

通番 7 は、当該請求書に記載されたものと同じものであると認められる。個人の署名及び印影については、当該個人の氏名を知り得るとしても開示する慣行があるとは認められないとすることが通例であるが、当該部分は、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

これらの部分は、法 14 条 2 号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、審査請求人が知り得る情報であると認められ、同号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は、法 14 条 2 号に該当せず、開示すべきである。

#### イ 通番 2，通番 3，通番 24，通番 27，通番 28，通番 29 及び通番 44

通番 28 は、雇用契約書、通番 29 は、労働条件変更通知書である。これらの文書は、特定事業場から審査請求人に通知した文書であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

通番 2 は、休業補償給付請求書、通番 3 は、事業主証明一部除外する旨の「理由書」、通番 24 は、使用者報告書、通番 27 は、時間外労働・休日労働に関する協定届の写し、通番 44 は、約款付労働者派遣個別契約書に押印された特定事業場の印影であり、雇用契約書等の印影と同一であると認められる。

これらの部分は、審査請求人が知り得る情報であると認められ、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法 14 条 3 号イに該当せず、開示すべきである。

#### ウ 通番 9

当該部分は、特定事業場から特定労働基準監督署に送付された健康保険診療報酬明細書（写）であり、当該部分には、審査請求人が受診した診療に関する情報が記載されている。当該部分は、原処分において同種の情報が既に関示されており、審査請求人が知り得る情報又は推認できる情報であると認められる。

当該部分は、審査請求人に対して開示しないとの条件を付すことが当該情報の性質等に照らして合理的であるとも認められない。

したがって、当該部分は、法 14 条 3 号ロに該当せず、開示すべきである。

#### エ 通番 12 及び通番 14

当該部分は、特定事業場担当者からの聴取内容の一部である。当該

部分は、諮問庁が開示することとしている情報から、審査請求人が推認できる情報であると認められ、これを開示しても、特定事業場担当者が不利益を受けるおそれがあるとは考え難い。

当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに該当するが、審査請求人が推認できる情報であると認められ、同号ただし書イに該当すると認められる。また、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

#### オ 通番25

当該部分は、特定事業場の所属部署組織図に記載された特定事業場担当者の氏名である。当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに該当するが、特定事業場の従業員であった審査請求人が知り得る情報であると認められ、同号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

#### カ 通番26

当該部分は、時間外労働・休日労働に関する協定届の写しに記載された特定事業場担当者の氏名及び印影である。当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに該当するが、当該協定については、労働基準法106条1項により当該事業場の労働者に周知しなければならないとされている。このため、当該部分は、特定事業場の従業員であった審査請求人が知り得る情報であると認められ、法14条2号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

#### キ 通番35

当該部分は、審査請求人の人間ドック結果に記載された診療所名であり、当該人間ドックを受診した審査請求人が知り得る情報であると認められる。

当該部分は、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、審査請求人に対して開示しないとの条件を付すことが当該情報の性質等に照らし

て合理的であるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ及びロのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ク 通番36、通番37及び通番42

通番36及び通番42は、審査請求人から特定事業場に提出された休職申出書及び休職延長申出書並びに休職期間延長申出書の添付書類である審査請求人の主治医の診断書に記載された医師の署名及び印影であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

通番37は、意見書に記載された審査請求人の主治医の署名及び印影であり、当該診断書に記載されたものと同じものであると認められる。個人の署名及び印影については、当該個人の氏名を知り得るとしても開示する慣行があるとは認められないとすることが通例であるが、当該部分は、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、審査請求人が知り得る情報であると認められ、同号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

ケ 通番39

当該部分は、特定事業場の産業医から特定事業場に提出された意見書に記載された産業医の氏である。原処分において既に開示されている情報を踏まえると、産業医が審査請求人と面談を行っていることが明らかであり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに該当するが、審査請求人が知り得る情報であると認められ、同号ただし書イに該当すると認められる。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

コ 通番45及び通番51

通番45は、派遣先管理台帳（兼）通知書、通番51は、勤怠管理表（兼派遣先管理台帳）写に記載された特定事業場担当者の署名である。当該部分は、原処分において既に開示されている情報から審査請求人が知り得る情報であると認められる。

当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに該当するが、審査請求人が知り得る情報であると認

められ、同号ただし書イに該当すると認められる。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

サ 通番46及び通番47

通番46は、特定部組織表、通番47は、所属部署の座席表に記載された特定事業場担当者の氏名及び職名である。

したがって、当該部分は、上記オと同様の理由により、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

シ 通番50

当該部分は、「ITセキュリティ規程に基づく平成26年〇月期セルフアセスメント結果の確認」と題する文書に記載された特定事業場担当者の氏名である。原処分において既に開示されている情報を踏まえると、審査請求人が当該文書を作成していることが明らかであり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

したがって、当該部分は、上記ケと同様の理由により、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

ス 通番53

当該部分は、「特定者へ」と題する文書に記載された特定事業場担当者の氏名及び印影である。原処分において既に開示されている情報を踏まえると、特定事業場が当該文書をもって審査請求人に説明していることが明らかであり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

したがって、当該部分は、上記ケと同様の理由により、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分(別表の3欄に掲げる部分を除く部分)について

ア 法14条2号該当性

通番1は、休業補償給付請求書、通番4は、精神障害の業務起因性判断のための調査復命書(以下「調査復命書」という。)、通番10は、地方労災医員協議会精神障害専門部会意見書、通番11、通番13、通番15及び通番17は、特定事業場関係者からの聴取書、通番19は、特定派遣先事業場関係者からの聴取書、通番21は、特定事業場関係者からの電話録取書、通番23は、使用者報告書、通番25は、特定事業場の所属部署組織図及び座席表、通番37は、意見伺書、通番43は、派遣先特定事業場と特定事業場が締結した約款付労働者派遣個別契約書、通番45は、派遣先管理台帳(兼)通知書、通番46は、特定部組織表、通番48は、ITセキュリティ・タスクリスト、通番49は、ITセキュリティ・タスクリスト別表、通番51は、勤怠管理表(兼派遣先管理台帳)写、通番52は、「特定組織図」と題



する一覽等に記載された，特定事業場担当者及び審査請求人の主治医等の氏名及び署名並びに印影等である。

通番30は，特定事業場が保有する労働条件変更通知書（控）に，特定事業場が確認として押印した特定事業場担当者の印影，通番36及び通番42は，審査請求人から特定事業場に提出された休職申出書及び休職延長申出書並びに休職期間延長申出書に，特定事業場が確認として押印した特定事業場担当者の印影，通番39は，特定事業場の産業医から特定事業場に提出された意見書に記載された産業医の名前及び印影，通番41は，審査請求人から特定事業場に提出された軽勤務申出書に，特定事業場が確認として記載した特定事業場担当者の氏名及びメール文書に記載された特定事業場担当者の氏名メールアドレスである。

通番47は，所属部署の座席表に記載された特定事業場の事務室写真に記載された撮影者の氏名である。

通番31及び通番55は，出勤簿，通番32は，就業年報，通番33は，就業週報，通番34及び通番54は，賃金台帳に記載された特定事業場担当者のIDである。

当該部分は，法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であつて，特定の個人を識別することができるものに該当する。また，当該部分のうち地方労災医員の氏名は，「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ）における「職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名」に該当し，特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き，開示することとされているが，その印影についてまで開示する慣行があるとは認められず，当該部分は，同号ただし書イに該当せず，同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。さらに，当該部分は個人識別部分であることから，法15条2項による部分開示の余地はない。

したがって，当該部分は，法14条2号に該当し，不開示とすることが妥当である。

#### イ 法14条2号及び7号柱書き該当性

(ア) 通番12，通番14，通番16，通番18及び通番22は，特定事業場担当者からの聴取内容，通番20は，特定派遣先事業場関係者からの聴取内容であり，通番6③aは，これらが引用された調査復命書における記述である。

当該部分は，これを開示すると，被聴取者が不当な干渉を受けることが懸念され，審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがある。加えて，被聴取者が心理的に大きな影響を受け，被聴取者

自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちよし、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがあり、開示することにより、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番6③bは、調査復命書に記載された「事業場（所属部署）内における当該労働者の位置づけ」欄に記載された特定事業場の組織図である。当該部分には、審査請求人が知り得る情報が含まれると認められるものの、被聴取者を示す記号が分ち難く付記されている。

このため、当該部分は、これを開示すると、特定労働基準監督署が聴取を行った相手方が誰であるかが明らかになり、その調査手法の一端が明らかとなって、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

#### ウ 法14条3号イ該当性

(ア) 通番5は、調査復命書に記載された「事業場（所属部署）内における当該労働者の位置づけ」欄に記載された特定事業場の組織図における社員人数であり、一般に公にしていない特定事業場の内部管理情報であると認められる。

当該部分は、これを開示すると、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番8は、「健康保険診療報酬明細書（写）送付のこと」と題する文書及び健康保険診療報酬明細書（写）に押印された特定健康保険組合の印影である。

当該印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものとして、これにふさわしい形状のものであると認められる。

これを開示すると、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

#### エ 法14条3号イ及びロ該当性

通番40は、特定事業場の産業医から特定事業場に提出された意見書に記載された産業医が勤務する特定診療所の住所及び名称であり、一般に公にしていらない特定事業場の内部管理情報であると認められる。

当該部分は、これを開示すると、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、同号ロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

#### オ 法14条3号ロ及び7号柱書き該当性

通番38は、審査請求人の主治医が、特定事業場の求めに応じて提出した意見書の記述部分である。

当該部分は、これを開示すると、医師が不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがある。加えて、当該事業場を始めとする関係者の信頼を失い、今後、労働基準監督機関に対して調査への協力や率直に説明等を行うことをちゅうちょするなど、正確な事実関係の把握が困難になり、同機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条3号ロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

#### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

#### 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の3欄に掲げる部分を除く部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、同条3号ロについて判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 長屋 聡, 委員 久末弥生, 委員 葭葉裕子

別表 不開示情報該当性

1 文書番号及び文書名	2 原処分における不開示部分			3 2欄のうち開示すべき部分
	該当箇所	法14条各号該当性	通番	
文書7 休業補償給付支給請求書 (令和元年6月7日受付) (乙第1号証)	① 1頁事業主署名、医師署名及び印影、2頁社労士氏名及び印影	2号	1	1頁医師署名及び印影
	② 1頁事業主印影	3号イ	2	全て
文書9 事業主証明一部除外する旨の「理由書」 (乙第3号証)	事業主印影	3号イ	3	全て
文書12 精神障害の業務起因性判断のための調査復命書 (乙第6号証)	① 5頁調査結果欄20行目、28行目、6頁7行目、8頁8行目17文字目及び18文字目、15行目8文字目及び9文字目、17行目5文字目及び6文字目、21行目、24行目8文字目及び9文字目、31行目8文字目及び9文字目、33行目4文字目及び5文字目、37行目22文字目、38行目1文字目なし3文字目、39行目9文字目ない	2号	4	—

		し 1 3 文字目, 4 2 行目 8 文字目な いし 1 1 文字目, 5 2 行目, 5 5 行 目 1 1 文字目及び 1 2 文字目, 9 頁 3 行目, 2 0 行 目, 1 0 頁 <u>4 0 行</u> <u>目, 4 9 行目, 5</u> 7 行目, 1 1 頁 1 2 行目, 2 4 行 目, 2 8 行目 5 文 字目及び 6 文字 目, 3 8 行目 3 文 字目及び 4 文字 目, 4 4 行目, 1 2 頁 4 行目 1 5 文 字目ないし 1 9 文 字目, 4 0 行目, 4 5 行目 6 文字目 ないし 9 文字目及 び 1 8 文字目及び 1 9 文字目, 4 6 行目, 4 7 行目 1 文字目及び 2 文字 目, 5 4 行目, 1 3 頁 3 9 行目, 1 4 頁 4 行目			
		② 2 4 頁組織図 における社員人数	3 号イ	5	—
		③ a <u>1 0 頁 4 1</u> 行目ないし <u>4 8 行</u> <u>目, 1 5 頁目ない</u> し 1 8 頁目調査結 果欄, 1 9 頁目不 開示部分 ③ b <u>2 4 頁組織</u> <u>図における事業場</u> <u>担当者氏名</u>	2 号, 7 号 柱書き	6	—
文書 1 3	医師意 見書 (乙第 7 号 証)	1 頁医師署名及び 印影	2 号	7	全て

文書 15	「健康 保険診 療報酬 明細書 (写) 送付の こと」 (乙第 9号 証)	① 1頁事業場健 康保険組合印影， 2頁ないし157 頁健康保険組合印 影	3号イ	8	—
		② 76頁目受付 印以外の部分	3号ロ	9	全て（健康保険組合印影を 除く。）
文書 16	地方労 災医員 協議会 精神障 害専門 部会意 見書 (乙第 10号 証)	3頁地方労災医員 印影	2号	10	—
文書 19	事業場 関係者 からの 聴取書 ①(乙 第13 号証)	① 1頁聴取書の 住居，職業，氏 名，生年月日，1 0頁署名及び印影	2号	11	—
		② 聴取内容(項 番3，4の一部， 5ないし8，13 の一部，20を除 く部分)	2号，7号 柱書き	12	2頁項番4の不開示部分1 行目ないし2行目2文字目
文書 20	事業場 関係者 からの 聴取書 ②(乙 第14 号証)	① 1頁聴取書の 住居，職業，氏 名，生年月日，2 頁項番4の非開示 部分(氏名)，3 頁項番6の4及び 5行目，9頁被聴 取者の署名及び印 影	2号	13	—
		② 聴取内容(項 番4の一部，6の 一部，7，17を 除く部分)	2号，7号 柱書き	14	3頁項番6の不開示部分1 行目1文字目ないし25文 字目
文書 21	事業場 関係者	① 1頁聴取書の 住居，職業，氏	2号	15	—

	からの 聴取書 ②(乙 第15 号証)	名, 生年月日, 3 頁被聴取者の署名 及び印影 ② 聴取内容(項 番3, 4の一部, 5, 6の一部を除 く部分)	2号, 7号 柱書き	16	—
文書 22	事業場 関係者 からの 聴取書 ②(乙 第16 号証)	① 1頁聴取書の 住居, 職業, 氏 名, 生年月日, 5 頁署名及び印影 ② 聴取内容(項 番3の一部, 4の 一部, 5, 6の一 部, 7を除く部 分)	2号 2号, 7号 柱書き	17 18	— —
文書 23	派遣先 事業場 関係者 からの 聴取書 (乙第 17号 証)	① 1頁聴取書の 住居, 職業, 氏 名, 生年月日, 3 頁項番5の非開示 部分, 7の非開示 部分, 4頁項番7 の非開示部分, 8 の9ないし11行 目の非開示部分, 6頁項番13の非 開示部分, 被聴取 者の署名及び印影 ② 聴取内容(項 番5の一部, 7の 一部, 8の一部, 13の一部, 14 を除く部分)	2号 2号, 7号 柱書き	19 20	— —
文書 24	事業場 関係者 からの 電話録 取書 (乙第 18号 証)	① 被聴取人, 職 業及び電話番号 ② 聴取内容	2号 2号, 7号 柱書き	21 22	— —
文書 33	使用者 報告書 (乙第	① 1頁事業場担 当者氏名	2号	23	—

	27号証)	② 1頁事業場印影	3号イ	24	全て
文書 36	所属部署組織図及び座席表(乙第30号証)	1, 2頁事業場担当者氏名	2号	25	1頁所属部署組織図の上から1段目ないし2段目, 上から3段目の左から4列目
文書 42	時間外労働・休日労働に関する協定届(乙第36号証)	① 2頁事業場担当者氏名及び印影	2号	26	全て
		② 2頁事業場印影	3号イ	27	全て
文書 44	雇用契約書(乙第38号証)	2頁事業場印影	3号イ	28	全て
文書 45	労働条件変更通知書(5通)(乙第39号証)	① 1, 3頁事業場印影	3号イ	29	全て
		② 7頁事業場担当者印影	2号	30	—
文書 47	出勤簿(乙第41号証)	1ないし6頁出力者情報	2号	31	—
文書 48	就業年報(乙第42号証)	1ないし6頁出力者情報	2号	32	—
文書 49	就業週報(乙第43号証)	4ないし51頁出力者情報	2号	33	—
文書	賃金台	3ないし14頁出	2号	34	—



50	帳(乙第44号証)	力者情報			
文書51	人間ドック結果及び健康保険被保険者証(乙第45号証)	2ないし4頁診療所名	3号イ及びロ	35	全て
文書52	休職申出書及び休職延長申出書7通(乙第46号証)	1, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 13頁事業場担当者印影 2, 5, 7, 10, 12, 14頁医師の署名及び印影	2号	36	2, 5, 7, 10, 12, 14頁医師の署名及び印影
文書53	意見伺書及び意見書(乙第47号証)	① 1頁事業場担当者氏名及びメールアドレス, 医師の署名及び印影	2号	37	医師の署名及び印影
		② 1頁医師の意見書記載部分(1行目15文字目ないし3行目11文字目)	3号ロ, 7号柱書き	38	—
文書54	産業医の意見(乙第48号証)	① 産業医氏名及び印影	2号	39	産業医の名字
		② 診療所住所及び診療所名	3号イ及びロ	40	—
文書55	軽勤務申出書及びメール文書(乙第49号証)	1頁事業場担当者氏名, 2頁担当者氏名メールアドレス	2号	41	—
文書56	休職申出書3通及び	1, 4, 6, 8, 10, 12頁事業場担当者印影	2号	42	2, 3, 5, 7, 9, 11頁医師印影

	休職期間延長 申出書 3通 (乙第 50号 証)	2, 3, 5, 7, 9, 11頁医師印 影			
文書 57	約款付 労働者 派遣個 別契約 書(乙 第51 号証)	① 1頁事業場担 当者氏名及び職 名, 印影	2号	43	—
		② 事業場印影	3号イ	44	全て
文書 58	派遣先 管理台 帳 (兼) 通知書 (乙第 52号 証)	1頁事業場担当者 氏名及び職名, 2 頁事業場担当者印 影, 3ないし6頁 事業場担当者署名	2号	45	3頁ないし6頁事業場担 当者署名
文書 60	特定部 組織表 (乙第 53号 証)	事業場担当者氏名 及び職名	2号	46	組織表(表頭部分を除く) の上から1つ目の枠の不開 示部分1行目ないし9行 目, 11行目ないし16行 目, 17行目
文書 61	所属部 署の座 席表及 び事務 室写真 (乙第 54号 証)	1頁事業場担当者 氏名, 2頁撮影者 氏名	2号	47	1頁事業場担当者氏名
文書 62	I Tセ キュリ テイ・ タスク リスト (乙第 55号 証)	1, 2頁事業場担 当者氏名	2号	48	—
文書	I Tセ	1, 2頁事業場担	2号	49	—

63	キュリティ・タスクリスト別表 (乙第56号証)	当者氏名			
文書 64	ITセキュリティ規程に基づく平成26年〇月期セルフアセスメント結果の確認等 (乙第57号証)	1ないし3頁事業場担当者氏名	2号	50	全て
文書 65	勤怠管理表 (兼派遣先管理台帳)写 (乙第58号証)	1ないし5頁事業場担当者署名及び印影, 6頁事業場担当者氏名	2号	51	1頁ないし5頁事業場担当者署名
文書 67	「特定組織図」と題する一覧, ほか (乙第59号証)	1, 3頁事業場担当者氏名	2号	52	—
文書 68	「特定者へ」と題す	1頁事業場担当者氏名及び印影	2号	53	全て

	る文書 (乙第 60号 証)				
文書 69	賃金台 帳(乙 第61 号証)	出力者情報	2号	54	—
文書 70	出勤簿 (乙第 62号 証)	出力者情報	2号	55	—

(当審査会注)

- 1 文書12の③に係る2欄の該当箇所の記載方法は、当審査会事務局において整理した。
- 2 原処分における不開示部分のうち、2欄の該当箇所に掲げていない不開示部分については、諮問庁が新たに開示することとしている。
- 3 原処分における不開示部分を含まない文書1, 2, 3, 4, 5, 6, 8, 10, 11, 14, 17, 18, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 32, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 41, 43, 46, 59, 66, 71, 72, 73及び74は、記載を省略した。